

○岐阜アリーナ条例施行規則

平成十一年三月三十一日規則第三十二号

改正	平成一二年	六月三〇日規則第二一九号	平成一四年	四月	一日規則第六〇号
	平成一四年	八月三〇日規則第一〇四号	平成一五年	一月三一日	規則第七号
	平成一六年	四月	一日規則第三七号	平成一七年	三月三一日規則第二四号
	平成一七年	一〇月二〇日規則第一二五号	平成二一年	三月三〇日	規則第一七号
	平成二八年	三月二九日規則第二三号	令和	元年	一一月二二日規則第六六号
	令和	二年	三月二四日	規則第二六号	

岐阜県民体育館条例施行規則をここに公布する。

岐阜アリーナ条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜アリーナ条例（昭和四十年岐阜県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第二条 条例第二条第一項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）又は条例第六条第一項の規定による特別の設備の許可（以下「特別設備許可」という。）を受けようとする者は、利用申込書（別記第一号様式）二通を知事（条例第九条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。以下この条から第四条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の利用申込書は、使用を開始しようとする日（引き続き二日以上使用する場合は、その最初の日）の属する月の三月前の月の初日から提出することができる。ただし、ホールを国際的、全国的又は全県的なアマチュアスポーツ大会、会議、催し物等に使用する場合その他知事が必要と認める場合は、同日前においても、利用申込書の提出をすることができる。

(利用承認通知書等)

第三条 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書（別記第一号様式の二）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印することをもって利用承認通知書に代えることができる。

2 知事は、条例第三条の規定により使用を許可しなかったとき又は条例第四条の規定により使用の許可を取り消したときは、利用不承認（取消）通知書（別記第三号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更申請等)

第四条 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第四号様式）二通を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による使用（特別設備）許可変更申請の場合について準用する。

(利用料金の承認)

第四条の二 指定管理者は、条例第五条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書（別記第四号様式の二）を提出しなければならない。

(利用料金の納入)

第五条 利用料金は、使用許可を受けた日から二十日以内（二十日以内に使用日が到来する場合にあっては、当該使用日まで）に全額納入するものとする。ただし、利用料金延納申請書（別記第五号様式）の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、その後に納入することができる。

(利用料金後納の取扱い)

第六条 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い（利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第六号様式）を指定管理者に提

出しなければならない。

- 3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(利用料金の返還又は減免)

第七条 指定管理者は、条例第五条の二第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。

- 一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により岐阜アリーナを使用することができなくなったとき 全額
 - 二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書（別記第七号様式）の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額
 - 三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額
- 2 条例第五条の二第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書（別記第八号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別記第八号様式）により申請者に通知するものとする。

(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

第八条 条例第九条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- 二 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 三 納税証明書
- 四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(指定管理者の届出)

第九条 条例第九条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

(準用)

第九条の二 第五条から第七条までの規定は、条例第十条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第五条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に岐阜アリーナの管理を行う場合について準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、岐阜アリーナの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年六月三十日規則第二百十九号）

この規則は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年八月三十日規則第四百号）

この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成十五年一月三十一日規則第七号）

- 1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、

旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十六年四月一日規則第三十七号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第二十四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十日規則第百二十五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十日規則第十七号）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に第一条の規定による改正前の岐阜アリーナ条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜アリーナ条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第二十三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年十一月二十二日規則第六十六号）

- 1 この規則は、令和元年十二月二日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（令和二年三月二十四日規則第二十六号）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第六号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第六号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

別記 様式 省略